

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律  
の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る既存住宅の取得後の居住の用に供する期限等の特例等について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う所要の規定の整備を行う。(第四条、第四条の二関係)
- 2 この省令は、令和八年四月一日から施行する。(附則関係)